

第 6 回

新地方分権構想検討委員会

平成 1 8 年 4 月 1 7 日

神野委員長

時間になりましたので、第6回目になりますが、新地方分権構想検討委員会を開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。

本日は赤崎委員、池田委員、榊原委員におかれましては、所用につきご欠席とのご連絡がございました。

まず、配付資料を確認していただきたいと思いますが、資料1から資料3まで、3つの資料がお手元に行っているかと思います。ございますでしょうか、ご確認いただければと思います。

それでは、早速でございますけれども、本日の審議に入りたいと思います。

前回、3月30日の委員会におきまして、地方分権の目的、意義などについて、概括的に全体の考え方を整理したペーパー及び地方税、それから地方交付税といった各項目ごとに考え方を整理したペーパーをお示しいたしまして、委員の皆様からご意見をいただき、ご議論していただいたところでございます。

本日の資料は、まず資料1でございますけれども、これがこれまでの委員会でもって提出されました委員の皆様方の意見を踏まえたものを小委員会で議論を行い、そして前回既にご説明いたしましたけれども、それを中間報告（素案）として整理したものでございます。

仮称でございますけれども、地方行財政会議の部分につきましては、まだ小委員会で結論を見ておりませんので、3月30日と同様の内容のままとなっております。

それから、資料の2でございますが、これは委員の皆様方から提出していただいたペーパーでございます。お忙しい中をご提出いただきまして、ありがとうございます。

資料3でございますけれども、これは事務局の方から情報提供をしておりますけれども、4月10日、月曜日に私どもの委員会と地方分権21世紀ビジョン懇談会との意見交換会が行われました。その概要でございます。私の方から、簡単にご報告させていただきますと、私と小幡委員と小西委員に出席をしていただきました。ビジョン懇談会の方はきょうご出席の宮脇委員を含め、本間委員、それから大田座長がご出席されました。

大田座長の司会のもとに、ビジョン懇でこれまで行われてきた議論、経緯、その他が報告をされ、私の方からこれは3月30日まででございませけれども、3月31日までのこの委員会の議論の経緯、その他をご紹介をさせていただいた上で、意見交換をさせていただきました。

資料3を見ていただきたいと思えますけれども、お読みをいただければほぼわかりいただけるのではないかと思います。ビジョン懇が掲げている自由と責任、これについては国からの自由、地方自治体の自由、それから地域住民に対する責任という意味であれば、共有できるのではないかと。これは大田座長の方から投げかけられましたので、そのようにお答えをしております。

それ以降、破たん法制や地方債、それからごらんいただくように地方税、国庫補助負担金、交付税問題、それから歳出の効率化等について意見を交換をいたしております。これは星印が私どもの委員会の意見で、丸印がビジョン懇の意見ということになっております。

破たん法制、地方債については、基準を透明化するとか、それから私どもの委員会としては、まず住民がコントロールするということが重要だという観点からいっても、企業的、つまり普通会計のような一般政府と企業会計的なものを分けて議論をすべきではないかという観点に立っておりますので、そこら辺を言っております。これは受益者負担よりは料金収入の方がいいかな、正確に表現すると。

ということを議論をさせていただいております。

それから、地方税、国庫補助負担金、交付税のところは、ごらんいただければよいようなことになっておりまして、税源配分の考え方などについては、基本的に共通しているというふうにいただいておりますし、また国と地方の税源配分を議論することについては、本格的に行べきであるというようなことについては、認識がかなり一致しているのではないかと思います。

歳出の効率化、その他については、そこに書いてありますような議論が展開をされました。

ご出席の委員から、補足していただくことがなければ、この程度で終わらせていただいてもよろしいですか。

宮脇委員、よろしいですか。

というような議論が行われました。

それから、次に4月14日、金曜日に開催されました全国知事会の地方分権推進特別委員会に私が出席をいたしまして、本委員会での検討状況を説明させていただいております。その後、意見交換をいたしましたけれども、ご出席されました知事からのご意見は、そう私どものこれまでの進め方について、大きな異論や疑問が投げかけられたというようなことはございませんでした。今後のことに関して言えば、少しわかりやすいキャッチコピー的なものとか、それから数値などを入れてもらえるとわかりやすいというようなご意見が出されました。あと交付税、地方税などについて、それぞれご意見をいただきましたけれども、省略をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、続いて事務局の方から、きょうの最も重要なテーマであります中間報告の素案の関係資料をご説明をいただきまして、その後皆様からご審議をしていただくということで進めたいというふうに思います。

事務局

それでは、資料の1をごらんください。

今回、素案を皆様方に初めてごらんいただきますものですから、本来はきちんとすべて読み通す形でご紹介をさせていただくことが筋かとは存じますが、これはすべて読み通しますと1時間近くかかりますので、事前に皆様方に資料をお送りいたしておりますということで、大変恐縮でございますが、少し省略した形で手短にご説明をさせていただくことでお許しをいただきたいと存じます。

それで、まず目次をごらんください。

まず、「はじめに」とございまして、1で分権改革の基本的な視点、2番で分権改革の実現プロセスへの地方の参画、3で分権改革の税財政面での具体的方策ということで提言を5つ、4番で分権改革の推進方策、5番で工程表で「終わりに」という構成になってございます。

まず、1ページの「はじめに」のところです。

未完の改革をもう一度動かすためにということで、まず国会が決議を行いました平成5年から、分権改革がどこまで進んだのかと。あわせて、2000年に地方分権一括法で「上下・主従」から「対等・協力」の関係になり、また3兆円の税源移譲も実現しました。しかし、中央省庁の抵抗がまだ根強い。この結果、今回の改革でも国庫負担率を引き下げる手法が乱用された。また、国と地方の協議の場が初めて設置をされましたが、建設的

な協議をする場には至っていないと。しかも、国民の理解が共感が十分に得られていない。国民、住民の多くの目は「国と地方の権限と資金のぶんどり合戦」のように受けとめられていると。こうした課題を乗り越えるため、国民・住民に夢を与える分権社会像、また自治体像を描くことが必要。日本の民主主義を活性化させる政治改革でもある。地方自治に関する憲法改正の必要性、国、地方の関係、都道府県、市町村の関係、道州制、地方議会の関係といったことについても、示すことが必要である。本委員会は、未完の改革にとどまっている日本の地方分権改革をもう一度動かすために、設置をされたということでございます。

2 ページ目で、そしてこの中間報告の位置づけといたしましては、税財政面での提言ですと。骨太方針におきまして、国と地方の税財政の方向を示すことが予想されますので、長期的分権型社会のビジョンの全体像を描く前に、差し当たりの緊急のものとして取りまとめました。そして、最終報告までに検討する内容といたしましては、国民に夢と希望を与える社会、また住民が本当に必要としているサービスをどのように提供するか。住民に信頼され、満足と納得度を高める自治体、そして住民と行政とが連携、協力と役割分担を行っていく協治の実現などについて、より幅広い視点から議論を深め、あるべき姿を描いたと。その際には、憲法改正の必要性や、あるいは道州制、シティマネージャー制、自治体職員が自治体間を自由に移動できる仕組みなどの面についても検討を行うと。

なお、郵便、警察等の7つのユニバーサルサービスについて、すべてを満たしているのは日本だけであって、こうしたサービスを今後も維持していくのかと。住民の選択ではないかといったようなご意見もありまして、このような視点も踏まえまして、国と地方のあり方を超えたこの国や社会の形についても議論を行うというような形で整理をしております。

次の4 ページが分権改革の基本的視点ということで、まずは今、改めて「経済成長優先社会」から「住民の安全・安心優先社会」へということで、戦後の成長の中で精神的なゆとりや心の豊かさを十分に実感できなかったのではないかと。平成5年の国会決議から10年余がたちましたが、このゆとりと豊かさは実感できていないのではないかと。そして、現実の社会においては、さまざまな問題が社会問題化し、また自然災害が増加する等の問題も起きていると。このような中で、一人一人のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されることで、希望と喜びを持って暮らすことのできる

社会が望まれている。したがって、自由な社会を支える基盤をもう一度つくり直す必要がある。セーフティネットを再構築することで、安全で安心な私たちの国と地域社会を再生していくべきである。今改めて目標を転換しなければならない。もちろんこの住民の安全・安心優先社会とは、地方が住民の安全・安心のみに活動を限定するといった狭い意味ではありません。地域経済の活性化や住民が未来に夢を感じるこのことのできる大きなまちづくりももちろん地域社会が行います。

2番で、今、改めて「東京一極集中」から「地域の活力再生」へということ、経済社会面においても東京一極集中は一向に解消されず、地方において活力が急激に失われている。今後の日本のありようを考えると、人口や産業等の分散が必要だと。各地域が知恵の時代に対応した自然、歴史、そして創造性などの地域の個性を生かした地域づくりを進め、そしてだれにでもチャンスが開かれた社会とすることで、人口、産業等を地域に積極的に呼び込むべきだと。改めて、地域の活力を再生させる構造に日本を変えていかなければならない。また、東京一極集中には過去からの補助金やそうした土地の問題などもあるといったご意見もありますし、またキー局システムや書籍のこういった制度などを含めまして、幅広い観点から議論を行っていくべきではないかとの意見もございます。

6ページ目でございます。

そして、地方分権の必要性ということにつなげまして、自分たちのまちは自分たちで決めると。この今2つ申しました住民の安全・安心優先社会と地域の活力再生でございますが、この前者につきましては、この背景である社会の危機というのは、人間のきずなとコミュニティの崩壊というのが主な原因である。また、人間のきずなやコミュニティの再生をマーケットに任せていけばいいというわけではないと。住民の生活に密着し、住民ニーズに対応したサービスを提供することができるのは、自治体だけである。その果たす役割を今後増大させていかなければならない。また、地域の活力再生に関しても、地域が創意工夫をこらして、地域の魅力づくりや税制面等での企業誘致に一層取り組むことができるよう、また企業も国により手足を縛られることなく、もっと自由に活動ができるように、地方分権と規制緩和を進め、東京の中央省庁が何から何まで決めるような社会を変革する必要がある。

また、急速にグローバル化が進む中で、我が国の将来を考える場合には、

国は総合的な国家戦略の検討と実践にその力を集中させる必要がある。地方自治とは、自分たちでサービスの設計、供給、負担を決定を行い、その結果を自分たちで引き受けるということだ。言いかえれば、従来型の選挙を通じた信託に基づいて、住民が首長を信頼するという、任せるという形ではなくて、そうしたものを超えて、首長が個々の事業や全体の行財政運営等について、マニフェストを通じて約束する形で契約を行うという形で、住民が参加、監視もしという形で経営をするというようなことでございます。

次の7ページでございますが、このような形で中央集権型の行政システムを変革した形で地方分権を進める必要がある。

なお、ここでは「住民の安全・安心優先社会」か「経済成長優先社会」かについても、住民が選択できるシステムとすべきであるとの意見もございます。

次に、「ニア・イズ・ベター」ということで、国と地方の役割でございます。

世界的に見ても、このような形で国・地方の統治の枠組みそのものの見直しが大きな流れとなっております。また、NPO活動の増加等により、国と地方という軸とパブリックとプライベートという軸で社会の変容が始まっています。そして、NPOもサービス提供型から地方政治への参加、監視型へ進化をしている。また、NPOが区域を越えた広域的な活動を進めています。また、企業活動につきましても、どんどん官の担っていた分野に進出をしています。このような官と民との関係変化とともに、国と地方の関係については、ヨーロッパ地方自治憲章において、そのような形で原則が示されている。こうした補完性と近接性の原理の考え方は、我が国においても国と地方の役割ということで、抜本的にとらえ直すことが必要である。住民に身近な行政は住民に身近な自治体が担うという原則を貫徹し、国と地方の役割はもとより、都道府県と市町村の役割分担も再整理をし、8ページでございますが、市町村がまず地域の中心になること。その際に、国による地方への関与や義務づけの見直しも同時に行うことが必要、国はそこに書いてございますような外交、防衛、通貨、司法、公正取引、生活保護基準、あるいは公的年金等に専念をすべきだと。そして、今後の地方分権の方向性ということでございます。

繰り返しになりますが、平成7年の推進法の施行後、これまでの分権が

国からの分権という、つまり団体自治ということであった点を踏まえまして、今後の分権はいわゆる住民自治というようなことで進めるべきだと。そして、まずそのためには国、地方に係る行財政全般の政策立案に地方が参画をするシステムを確立すべきであると。そして、次に交付税につきましては、これも国から恩恵的に与えられるものではないということで、その性格を明確にして、制度上位置づけるべきだと。そして、地方税につきましては、第一期改革における税源移譲によっても、なお地方の歳出規模と税収との間で格差がございまして、さらに地方の役割が増大していきますので、一層の税源移譲が必要である。そして、国庫補助負担金は真に必要なものに限定をし、将来的には国庫補助負担金を廃止し、法定受託事務については、委託費としてその必要額の全額を国が地方に対して負担をする。あわせまして、自治体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金も廃止をすべきだと。あわせまして、各自治体における行財政運営につきましても、国民が行政と一層向かい合うような仕組みにすること。したがって、地方財政の健全化を進めるに当たりましても、市場や国による規律ではなくて、住民による規律と、責任というのを重視すべきである。第一期改革が官僚機構と地方との争いとなってしまったことへの反省から、第二期改革は官僚機構とではなくて、主権者である国民と国権の最高機関としての国会の理解を得て推進すべきだと。したがって、この二期改革においては、議員立法によることも視野に入れながら制定をし、進めるべきと。第二期改革は、真の民主主義を実現するための改革、そして同時に明治維新、終戦に次ぐ国の形を変える第3の変革であると。その意味で、憲法の見直しの必要性まで含めた議論を行うべきだということでございます。

次に、10ページ、ここから具体的な提言でございまして、まず提言1、（仮）地方行財政会議の設置、これは今も委員長が申されましたが、小委員会でもまだ未調整でございまして、前回の委員会の資料と同内容のままでございます。

趣旨、内政の政策立案に関して、政府内に地方の代表者が参画する新たな機関を法律により設置する。

地方行財政会議。

以下の事項について、国と地方の代表者が協議し、政策の合意・形成を行う。

国と地方の事務分担、新たな地方の事務、地方負担を伴う制度（法令、補助金、負担金等）等、地方財政計画、地方交付税総額、中期地方財政ビジョン等。

考え方、地方財政における自由と責任を拡大する上で、地方財政計画等について、地方が関与する包括的な場の設定が必要である。現在ある地方財政審議会や地方制度調査会につきましては、若干不十分な点がございませぬ。第一期改革におきまして、協議の場が設けられましたが、十分に機能したとは言えない。したがって、分権一括法の意義を具体化し、また地方分権を推進するためにも、地方団体がその行財政運営に関して、みずから決定をして、責任を負うことを明確化させるために、国と地方が共同テーブルで内政の政策立案に関して合意・形成を行うシステムを法定化することが必要と。そこへの参画を通じて、地方がみずからが財政収支についても責任を持ち、関与して、財政規律を高めるということが必要です。

12ページでございませぬ。

提言2、「地方交付税」を「地方共有税」に～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止。

地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、「自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せず、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである」との考え方に基づくセーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、（仮）地方行財政会議において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。

名称を以下のとおり変更する。

国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」。

国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」。

国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。

現在の財源不足を解消するため、地方共有税の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

3～5年に一度、地方共有税の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。

その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。

特例加算や特別会計による借入れは行わない。

減税により地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税の法定率を引き上げる。

13ページでございます。

現在、地方交付税につきまして、歳入歳出の差額を補てんするような仕組みであって、これがコスト感覚を弱めていると。そうしたような仕組みは廃止すべきだといったような主張がございますし、また国・地方を通じたプライマリーバランスの改善のために、地方は協力すべきだといったような論もある。しかしながら、地方交付税は法令等や補助金による歳出や事務事業の義務づけを実行するために、ほとんど使われておりますので、そうした主張であれば、まずは国による関与や義務づけの見直しを行うべきことは、その制度上当然であると。これを行わずに、マクロ的に圧縮をしますことは、地方の自由度を小さくして、最終的には住民生活の悪化を招きます。また、需要額の算定の複雑さや透明性も言われておりますが、これも国による関与や義務づけを排除する必要がある。加えまして、自治体間の財政力格差がある中で、国による関与や義務づけの見直しを行わないままで、交付税全体の総額が圧縮されるといたしますと、総体的に税収が少ない自治体では、他の自治体よりも、より影響が大きいということでございます。また、個別の自治体を見ても非常に厳しい状況にあると。地財計画に盛り込まれた歳出は、マクロベースでは財源保障されておりますが、ミクロベースでは算入率といったようなのがございまして、税収の多寡によって財政力の格差が生じるような仕組みになっておりますので、そのためにどんどん自治体間での財政力格差は拡大している。そのために、もそも地方交付税は地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを国民が全国どこで生活しても享受できるようにするためのものでありまして、本来地方の固有財源です。また、地方全体で共有している財源です。したがって、地方交付税のこのセーフティネットであることを制度上明確化すべきであるということでございます。そして、入り口、出口でそこに書いてございますような形で名称を変更すべきである。あわせまして、自治体みずからが国から自立した財源として地方交付税を意識するためには、まず交付税の法定率を引き上げまして、特別会計借入や特例加算等は今後はしないということにする。また、国による景気対策等のため、地方共有税の原資となっている国税、地方税の減税が行わ

れ、地方共有税の減額などの財源不足が生じた場合には、地方共有税の法定率の引き上げを行うこと。また、自治体の共有税調整金の額の調整及び決定については、将来的には地方が参画の上で責任を持って行える仕組みも検討すべきと。今後、交付税の財源調整機能というのは、ますます重要となってきます。また、交付税につきましては、そこに書いてございますような特に地域の機能といったようなものを頭に入れた上で議論をすべきだと。また、交付税というのが日本を一つの国家たらしめている機能を有しているということも留意すべきだと。

16ページでございます。

地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増。

偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図る。

消費税と地方消費税の割合を4：1から2.5：2.5にする。

所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せする。

地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。

これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。

以上により、地方交付税に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の住民数を大幅に拡大する。

考え方の最初の丸のところは、上に書いてあるものでございまして、さらに少子高齢社会を迎えるに当たりまして、地域の行政需要というのは増大をしてきます。まずは消費税につきまして、国と地方が等しく分け合う。さらに、現在の特に都道府県税が居住地課税の比重が少のうございまして、そのあたりについて考える。

17ページでございます。

居住地課税の比重が低うございまして、住民の受益と負担の関係が断ち切られますので、責任が不明確になりやすい。福祉、教育など、今後増大する地方の担う対人サービスを応益的に対応するとともに、景気変動による伸張性が小さく、かつ地域偏在性の少ない地方消費税の充実強化を図るべきである。あわせて、個人住民税の一層の充実強化も図るべきである。また、これによりまして、地方交付税に依存せず自分たちの税金で財政運営ができる自治体のいわゆる不交付団体の住民を大幅にふやしまして、将

来的には国民の過半数になるようにすべきである。

18ページをお願いいたします。

国庫補助負担金の総件数の半分を廃止、今423ございますので、これを半分に200にすると。

分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を踏まえて、国庫補助負担金を廃止することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任と判断によって対応すべきである。

その際、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金の削減に当たっては、その率をカットするのではなく、廃止する。

その目標としては、当面は、国庫補助負担金の総件数を半減させる。

維持管理に係る国直轄事業負担金については、本来、管理主体が負担すべきであり、自治体に財政負担させることは極めて不合理であることから、早急にこれを廃止する。

考え方。

最初の1番のところは、上に書いてあるところまでございまして、同じような形で国と地方の役割分担を再整理し、そして国庫補助負担金を廃止し、一般財源化すると。そして、奨励的補助金については、原則として廃止し、一般財源化すると。また、普遍的・経常的に行われる施設整備に係る国庫補助負担金についても、廃止し、一般財源化すると。また、経常的なものでございましては、これは自治体による福祉・医療等の対人サービスによる社会的セーフティネットの重要性が増していることにかんがみまして、生活保護等、真に国が義務的に負担すべきと考えられる分野に限定をする。さらに、公共事業につきましても、これも地域偏在が少なく、住民の身近な事業については廃止をする。また、単なる国庫補助負担率のカットは行うべきではない。また、国庫補助負担金の廃止を行う一方で、同一のようなものを創設するのは認めるべきでない。以下のような考え方で、廃止を行いまして、その総件数を当面半減させる。そして、将来的には国庫補助負担金は全廃し、法定受託事務についての国からの地方への委託費のみとすることを目指すべきである。加えまして、直轄事業負担金につきましても、管理費を含めまして基本的には廃止ということでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

提言5、国と地方の関係の総点検による財政再建。

国・地方を通じた行財政改革・財政再建を行うにあたっては、以下により行う。

国と地方の役割分担を明確化。

国による過剰関与及び義務づけを廃止・縮小。

国と地方の二重行政を解消。

権限の移譲に対応して国の出先機関を廃止・縮小。

(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行において国から全く関与されないこととする。)

地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものをまず廃止。

地方行革は一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。

移譲により、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。

地方交付税は、法令等による歳出や事務事業の義務づけに対する財源保障を行っており、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。

過去の景気対策に伴う公債費負担の増などございまして、地方は努力をしています。地方としては、これまで以上に努力をしますし、国は地方よりもおこなっている行財政改革を断行する。一方、国・地方を通じたプライマリーバランスの改善につきましては、地方による歳出削減のこれまでの努力を配慮せずに交付税を削減すべきという論があります。しかしながら、こうした議論は国の赤字の地方へのつけ回しですと。そもそも国は地方と比べまして経済・財政政策等できますので、国と地方を同列に扱うことは無理がある。また、地方交付税はその歳出や事務事業の国による義務づけの財源保障を行っておりますので、国・地方でプライマリーバランスを分離して考えて、別々に改善目標を立てることに無理がある。こうした国による関与や義務づけを廃止・縮小することなく、地方交付税を削減すれば、住民の賛同・納得を得られない。交付税の算定の簡素化につきましても、同様、関与と義務づけの廃止・縮減を行うべきである。国・地方を通じた借金を減らすことにつきましては、住民や自治体にとってわかりやすい形で議論を進めていくことが必要と。

次に、22ページ、財政再建基準の透明化、首長・議会責任の強化、住

民負担の導入。

住民が自分のまちの財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体への転落を未然に防止する。

そのために、「財政再建団体」となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（第3セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標を設ける。

また、財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。

地方公社、第3セクターなどの外郭団体の情報公開の推進。

非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進。

定期的に財政状況を公表。

勧告権の付与による権限の強化などにより監査制度を充実する。

以上の取組みにもかかわらず、自主的に財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、首長・議会の責任を問うこととともに、住民負担等を仕組みとして内蔵させ、債務は完全に履行、裁判所による関与は必要ではない。ただし、工業用地造成事業等、特定の事業収入のみを本来の財源とすべき事業の財源たる地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討、地方債の共同発行機関を設ける。財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。

自治体の財政規律を促す規制は、幾つかございます。そして、財政再建団体の対象基準は普通会計ベースでございまして、かつストックとの関連もありませんで、自治体の財政状況を正確にとらえたものとはなってございません。また、この実質収支の赤字につきましても、この数字によって必ずしも財政が逼迫しているとは限らない。また、首長は議会の責任を問うべきであるといった声もあります。また、貸し手責任を問うべきだというふうな声もございます。もちろん自治体の資金調達手法が多様化する中で、よりマーケットとの対話を促して、環境を整備していく必要はございますが、自治体の公的責任にかんがみれば、市場による規律や国による関与の規律よりも、それ以前に住民による規律というようなことで、民主主義を発揮させるべきだと。再建カットやリスケジュールといったデフォルトを前提とした仕組みにしますと、住民負担増につながるおそれがありますし、また小規模市町村等では社会資本が整備できなくなります。共同発行すべきということにつきましては、これは共同発行機関につきまして、

これを設けることは必要であると。また、現在の財政再建制度は財政状況がかなり悪くなってからの国主導による是正措置でございますので、少し前から自治体みずからの責任によって再建を進めていくべきと。そのためには、ここに書いてございますような会計制度や情報公開が必要で、また監査制度につきましても、もう少し機能を充実させていくべきだということでございます。このような形で、自主的な財政の健全化を行うことができず、なお財政状況が悪化した場合には、首長や議会や住民が責任をとるといような形で、次に書いてございますように、直接請求制度、住民監査請求制度を活用する、あるいは一層活用する、あるいは住民サービスのカット、地方税の増税等を内蔵させるといったようなことも必要だということでございます。

次に、25ページでございます。

提言7、（仮）新・地方分権推進法の制定～今、改めて、国民・国会の力で分権を。

第一期改革を踏まえ、平成19年以降の第二期分権改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「（仮）新・地方分権推進法」（または、「地方自治基本法」）を制定する。

「（仮）新・地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定等を定める。

「（仮）新・地方分権推進法」は議員立法により制定することも考えられる。

分権改革は未完で、少子高齢化対策を中心として地方の財源・権限面をどうしていくかということ議論する必要がありまして、今後の改革につきましては、こうした形で国民・国会と広く共有をして取り組んでいくことが必要であると。かつて国会決議ができて、法律ができて、そして分権推進委員会ができて、地方分権が進んだといったようなことを想起をし、そして二期改革を進めるに当たりましては、新たな法律を制定するというを議員立法によることも視野に入れながら制定すべきと。この際に、分権推進法におきましては、分権推進委員会のような組織の設置を現在提言では想定しておりませんが、この機能はさきに提言いたしておりましたこの会議が果たすこととなります。また、この法律の内容につきましては、別途地方自治の基本原則や、あるいは国と地方の役割分担等を定める地方自治基本法とすることも考えられますし、またさらにはこの提言の

内容が具体的方策が法改正を伴いますものですから、一括して行う一括法とする場合もあり得ますということでございます。

最後に、27ページ、工程表でございますが、28ページに絵がかいてございますが、まず国と地方の協議の場で議論いたしまして、この地方行財政会議というのを設置をしていただきまして、そこに書いてございますような改革を行っていただきまして、もちろんこの会議が仮にできるまでの間も、引き続き国と地方の協議の場でご議論をしていただきまして、そしてできれば2011年、プライマリーバランスの赤字解消年度までにはこうした改正を見直しをやっていただきまして、そしてさらに将来的には補助金の全廃、あるいは地方税の移譲等を進めていただきまして、交付税の不交付団体人口割合を50%以上を目指すといったようなことでございます。

最後に29ページ、「終わりに」でございますが、この中間報告の公表により期待することということでございまして、この提案事項の実現は大きな国・地方を通じたコスト縮減を招きますので、仮に将来増税を行うこととなっても、その増税幅を小さくすることが可能、したがってこの中間報告に掲げる提案事項の実現は喫緊の課題。この中間報告の公表を契機に、地方だけでなく、各政党や国会議員も地方分権の必要性を断固とした決意をもって訴えかけていただきたい。国におきましては、地方分権に向けた改革に終わりはないと政府・与党合意の認識のもと、国と地方の協議の場を通じて、地方と議論をしていただきたい。そして全国におきまして、議論がわき起こり、この中間報告の提言が実現される日が一日も早く来ることを強く期待したいということでございます。

以上です。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からご自由にご意見をいただきたいと思っておりますので、どなたからでも構いません。挙手の上、ご発言いただければと思います。

いかがでございましょうか。

青山さん、口火を切っていただけますか、いずれにしても。

青山委員

細かな字句のことは余り言わないようにしますが、ちょっと私はこだわっているのは、提言のこの並べ方の問題なんです。全体的に通じる分権改

革の理念とか哲学を考えたときに、今まで地方自治体は財政の説明責任をかなりの部分中央政府に対して一生懸命果たしていた向きがあると思います。補助金をもらうにしても、交付税を獲得するにしても。そうではなくて、財政に対する説明責任を住民にきちんと果たしていくというふうに大きく転換するということがさらなる分権改革のときの柱の一つではないかと思っているんです。

ということ考えたときに、提言1はいいと思うんですが、提言2を地方交付税から入って行って、次が3番目が地方税のことになっているのはどうでしょうか。基本は自分たちで目の前のみんなから集めた税をもとに地方自治をするというのが一番の目標だというふうに思います。

ただし、それでも足りないところが出てきてしまう。地方税を偏在性のない税目にするなどしても、なお税収が足りないという自治体が出てきてしまうと。それを自治体同士がわかり合って、理解し合ってカバーする。いわゆる地方財政のセーフティネットという意味での地方交付税制度があるんだというふうに説明をできないものかなというふうに思います。そうならば、当然地方交付税の総額は非常に重大な問題で大事なことだし、もし私が財務省の主計官だったら、国債費は伸びるし、社会保障費はどんどん伸びていくのに、プライマリーバランスをゼロにすればどうすればいいかといったら、当然地方交付税の総額をカットしなければいけないというふうに思う。そういうふうになるのも無理もない、わかるような気がします。しかし、そういうふうな発想だけではだめで、地方交付税というのが、税を中心とした地方財政をつくって、それでもなおできないところに対して、地方財政のセーフティネットとしての地方交付税があるんだと、だからこういう改革をしたいんだというふうにならないものかなというふうに思います。

とりあえずそんなところですよ。

神野委員長

わかりました。

提言の並べ方について、趣旨を考えていけば、提言3と2を入れ換えるということなのでしょう。

青山委員のご意見でも構いませんし、ほかの論点でも構いません。委員の皆様方からご意見をちょうだいできればと。いかがでございましょうか。

井上委員、何かございましたら。

井上委員

今の青山さんのお考えには賛成でありまして、地方交付税がもっと後でいいと思います。

要するに、住民の受益と負担の関係がはっきりしなければ、地方の財政を説明するといっても、地方自治体はできないわけですから、受益と負担の関係をどう明らかにするのかという意味で、地方税の充実があり、補助金の策定があり、それでなおかつ足りないところを地方交付税という順番になっていくんだらうと思います。その大きな前提としては、国の役割限定というのが最初に来ないと、受益と負担の関係が説明できない。道州制にしても、関西では広域連合というのをいろいろ検討していますが、広域連合、広域自治組織の意義というのを住民に知らしめようとするれば、受益と負担の関係がはっきりしなければ、なかなか説明できないというところがありますので、その点をもう少し力を入れていただければと思います。

神野委員長

大森委員、それではちょっとよろしいですか、順番に。

大森委員

小さいことかもしれませんが、事柄の性質上、ちょっと大きい話になる可能性もあるんですが、6ページに下から2つの丸ですけれども、これはもっぱら首長さんと住民の関係だけに限定されていまして、その観点から見ればこういうふうになるのかもしれませんが、地方議会というのは今都道府県議会は足早に全面改革に乗り出しているものですから、国の方も新しい対応をし始めているものですから、ちょっとここはここだけに限らず、議会の大事さ、重要さ、議会と住民との関係についても一言触れていただくとよろしいんじゃないかというふうに、そのことをちょっと気がつきました。6ページの下から丸の下のところです。

それから、国庫補助負担金を400、200の400というのは大丈夫な数字でしょうか。

神野委員長

ええ、400は。

大森委員

総件数を半分に減らせという400ですけれども、あれはあのカウントは大丈夫なカウントでしょうか。

神野委員長

これも危ないんですが、危ないんですがと言っちゃ、目で数えた。

大森委員

目でしょう。

事務局

目で423ということですが。

大森委員

今回一連の交渉をしたときに、例えば同じような負担金になって、補助金になっているみたいで、片一方、法律補助でやっていて、片一方を予算補助でやっていて、それは2つと考える場合と一本で数える場合は違って、それは実は縮減するときに霞ヶ関はどちらの方でやっているかと細かく見ると、数え方が違う。だから、400は本当に正確かと言われると困るので、ちょっとアバウトでいいんじゃないか。約400でもいいんですけども、肝心なことはまず半分にせよと、そういうことですから、これで本当に400でいいかどうか、ちょっと気になりました。

それから、本日は議論しないで、小委員会の方でまとめたものを次回にお出しすることになっているんですけども、10ページのこれは3月31日に委員会の資料としてそのままこれは提示されているんですけども、小委員会の方でいくと、ここは趣旨のところ政府の中につくると言っているんですけども、政府の中だけに限らず、狭い意味での政府の外につくる可能性も検討の余地はございますので、したがって政府の中につくるという案で次に提示されると限りませんので、そのことを一言小委員会の方からすると、ここは少しいろいろ可能性を今探っているということを申し添えさせていただいた方がいいかなと、そういうことでございます。

神野委員長

ありがとうございます。

最後の点につきましては、今小委員会の方で専門家である大森委員と小幡委員に検討を依頼をいたしておりますので、今のようなご発言がございました。

そのほかいかがでございましょう。

特に関連して何か。

工藤委員

全部ちゃんと理解していないので、ちょっと不安なんですが、きょうは多分方向感という、この方向感とこれから個別に始まる提案との整合性と

という問題が僕にとっては一番関心があるんですね。方向感については、前回はかなりこれはだめだと思ったけど、かなりよくなったという感じはして、びっくりするくらいいいんですが、ただいろいろな研究対象というか、議論をしなければいけないという課題もはっきりしてきましたし、見えてきたなと思うんだけど、聞きながらちょっとほかのことを考えて、つまり結局それは格差を認める。つまり知恵の競争を認めて、住民がそれに対して責任を持っていくという、多分そういう時代を考えているんだろうなというふうに思うわけですね。そういうことが非常に大きな思想の転換だと私は思いますので、多分そういうことと地方交付税とか、いろいろなことを含めて、どう連動していくのかということがまだ僕の中で見えていないわけですね。

それから、もしくはそういう社会を実現するためには、多分、財政だけの問題ではなくて、さまざまなシステムを変えなければなくて、例えば労働三権から始まって、公務員を本当に減らすことができるかから始まって、それから官がやっている仕事というのが本当に官でなきゃできないのかという、いろいろなところが例えば志木市の事例で見ると15%ぐらいまで引き下がって、あとは要らないんじゃないかという、つまり地元で、市町村レベルで検討している方がかなりそういうことを含めて進んでいるということをちょっと考えなければいけないような気がしています。

それから、僕の一番の悩みというのは、地方分権をどうしても実現したいがための悩みなんですけど、住民が自己負担なり自分の権限というか、責任ということはどうやったら気づくんだろうかという問題が非常に大きくて、以前僕は金融危機のときは金融の編集長をやっていましたので、そのときは危機があることによって、リスクを国民が知るという機会を得たんですね。多分、僕は地方の自治体が今問われている段階というのは、その程度の、そこぐらいまでの段階だと思っておりまして、そういうことをいろいろ抑えて、カムフラージュしていくような仕組みということをやりながら、住民にそれを気づかせる、住民を目覚めさせるということがどうやって可能なのかというのを非常にちょっと悩んでいるわけですね。それは単なる学問とか議論でなくて、多分行動が伴うんだと思うし、この行動を前提とした報告書の基調になっていますもので、それは賛成なんですけど、ただそれが今後の具体的な提案とどう結びついていくのかということに関して、ちょっと今の段階で見えないと。

最後に、この税制については、ミッションというか、初めの方向とどう整合性があるのかをだれか一回説明してほしいんですね。つまり初めでうたっている話とそれぞれの地方税から何かとかというところが、交付税のところはどう結びついているのか、ちょっとさっきから考えてよくわからないので、それは一回ちょっと整理してほしいなと思います。そうしたら、僕は多分それに対して具体的な発言ができると思いますので、よろしくお願ひします。

神野委員長

堺屋委員、どうぞ。

堺屋委員

さっきご発言がありましたように、かなりよくなったと思うんですけども、大きな疑問が幾つかあるんです。その1つは、今の6ページのところなんですが、6ページの下から3つ目の丸、これはまさに昭和16年体制をそのままいっているんですね。つまり地方自治体の仕事は住民サービスであると。この思想は引き継いでいいのかどうか。特に地域の夢と誇り、地域の事業と文化ということが全然出てこないんですよ。住民サービス以外のことは一切考えず、将来ビジョンも要らない、住民サービスだというのは、昭和16年に決めた体制なんですね。世界中のまちとか州とかというのを見ますと、自分のところをどうやって誇りのある都市にするか、自分のところの経済と文化を全国に轟かせるか、これが一番首長の仕事なんです。ところが、日本の自治体はそれは国がやるから、おまえたちは地域住民サービスだけをやればいとされて来た。劇場をつくるなら多目的ホールであり、全国的な名物になるような専門劇場をつくることはない。体育館をつくるなら多目的体育館で、格闘技専門の体育館は武道館と国技館など東京にしかつくっちゃいけない。そんな発想をここにそのまま出ているんですよ。この思想が一番問題なんですね。だから、ここは住民サービスに集中するのではなくして、むしろ地域の夢と誇り、それから地域の経済と文化の将来、そういったことが住民が選ぶんだというのがひとつ必要じゃないか。

それから、国際的なグローバル化でも、最近では都市間競争で都市が外交をどんどんやっていますね。それを日本はやらさないようになっておるんですよ。これもそれでいいのかどうか、そこが一つ大きな問題点だと思います。

2番目に、全体としていろいろ地方自治体の要求が書いてあるんだけど、地方自治体はどういう覚悟で改善するかというのは余り見えませんね。自治体はこういうことを改善しますという、自分の努力の点がちょっとよく見えない。これも何か入れてほしいと思います。例えば、消費税を2.5対2.5にするというのはいいんですが、徴税体制は一体どうするのか。今のように、国と都道府県と市町村と3つもあるというのは、どうのように考えるべきかというのも一つの問題です。税は地方が一括してとりますというのか、国に任せますというのか、それを今自治体の職員の方は余り疑問を感じないと思いますけれども、払う側は3つとられて、非常にわずらわしいということを感じている。しかも、それで職員も多いと思っているんですね、本当はどうかわかりませんが、だから、そういうことも地方の努力ということを書いてほしいと思います。

消費税の分配を比率論でいくのか、どうやったら地方が自分のところの税収を上げるようにするか、そういう努力を加わったような税制を組むべきだと私は思うんです。固定資産税だけが地方に入るものですから、ダムの誘致とか、そういうのは熱心にやったんですよ。今、そういう重厚長大がなくなった。新しい流通業、誘致競争がアメリカなんかは大変ですよ。そういうことがあって、自治体のエネルギーが生活、文化、経済の改善方向に向かわなきゃいけない。抑止方向に向かっちゃいけないと思うんですね。だから、国がとって分けてくれるなら、隣のところにスーパーをつくらせて、うちは商店街振興だけやるよというやつばかりが出てくるんですよ。これはよくない。

だから、例えば消費税の中で小売り、個人消費に係るものは自治体がとる。そして、それ以前の製造業や卸売業のものは国がとるというような、そういうことにすると、自治体は競争で流通業サービス業の振興をしますよね。そういう仕掛けは取り入れて、自治体自身が努力して改善するところを入れてもらいたい。それは寄附についてもそうなんですよ。自治体が努力して、東京に住んでいる人からも寄附をもらって、自分のところをよくするような、そういう仕組みをきちんと書いてもらいたいと思うんです。そうでないと、何か自治体の職員が楽するために書いているような気が非常にするんですね。

それから、調整金については、出し手の自治体というのは出てこないんですね。半分は自分でいけると言うけれども、半分いけるようにするよう

な制度をつくったら、一番裕福な自治体は過剰になりますから、調整金に出す方の自治体が出てくるはずなんですね。これをどう考えるかということ。入れる方ばかりではなしに、今は国がやっていますから入れる方ばかりなんですが、出す方の自治体というのは、これは大変抵抗すると思うんですが、そのことを考えてもらいたいと思います。

それから、もう一つ、裁判所の関与が三権分立からいって外せないと思います。これを外すと三権分立の基本が崩れちゃうと思うんですね。日本の憲法で三権分立をやめるということはちょっとできないでしょうから、それから破産手続というのは、究極的には裁判所が関与しなきゃいかん。そのことに関して、完済すると書いてありますが、本当に完済するとなったらどういうことを考えればいいのか。例えば、ある市が破産したと。必ず完済するといえは国が関与して完済するのか、そうでなくてアメリカみたいに60年、70年かかっても完済したらいいのか。そうすると、住民がどんどん引っ越しちゃったらどうなるのかという問題がありますね。だから、公共財産の担保制度とか、そういうことも必要になってくると思うんですよ。だから、ここの書き方はもうちょっと法的処理を含めてやらないと、必ず完済してくれるというなら、無責任に貸す金融機関が必ず出てきますから、そこをきちんと書いた方がいいなという気がいたしました。

それから、国の権限については、ポジリストで、国ができることはこれだけというふうなことを今は国は何でもできるようなことで、できないことを書くような感じですけども、ポジリストに将来するということを目指すべきだと、そんな感じがいたします。

以上でございます。

神野委員長

小幡先生、今の手法的統制というか、その件について何かございますか。

小幡委員

当然、裁判所はいろいろなところで既にチェックをしておるので、それ自身をこれは外すということではないと思います。破たん法制のところのことをおっしゃっているんでしょうか。

堺屋委員

いやいや、だれかが訴えたら、必ず裁判所というのは受け付けるか、拒否するかにしても、とにかく判決を下すようになるわけですよ。債権者が訴えてきたら。

小幡委員

そちらの話ですか。

破産法制のことに關するコメントでございますか。

現行においては、司法によるチェックというのは、いろいろな場面で働き得ると思うんですね。例えば、ここで言っているイメージというのは、普通の民の人が破たんした場合の破産、倒産法制をそのままには適用できないだろうというような意味合いで書いているわけでありまして、そこに至るまでの間の例えば透明性の欠如とか、手続が十分なされていないというところでの裁判所のチェックというのは当然入るという理解だと私は考えておりますが、そういうことですよ。小西先生、何かございますか。

小西委員

破たん法制は、ここで書いてあるのは、これも竹中大臣の方の懇談会でも基本的に同じだろうと思えますけれども、破たんしないように自主規制をするというところにウエートがあるんですが、その自主規制をしても、極端な話、例えば決算書を虚偽記載すれば、それは破たんする可能性はあるんですね。破たんするときに、そのときに対応としてどうするかというときに、裁判による法的なものが出てくるというのは、これはあり得るんだらうと思えます。そういうことにならないような、そういうことを前提としないような、つまりそれを抑止力にするというような制度設計をするわけではないけれども、イレギュラーなことが起きた場合には、当然裁判所ということはあるんだらうと思えますので、その意味でこの書きぶりをどう考えるかというところは、少し技術的な問題としてあるんじゃないかと思えます。

宮脇委員

よろしいでしょうか。

ビジョン懇の方では、裁判所の関与というのをある程度明確に書いているんですけども、その内容というのは、今ご指摘がありましたように、早期是正ということの基本としながら、非常にイレギュラーな場合とか、あるいは手続的に裁判所がチェックをするといったようなことが必要になる範囲での関与であって、あるいはここはまだ議論があるところですが、堺屋先生が指摘してくださった債務免除をどうするかというようなところだと思います。ですから、24ページのところで、裁判所による関与は必要ではないというふうに明確に書き切ってしまうことが制度的に適切なの

かどうなのかということについては、一度ご議論いただければと思います。もちろん関与する内容そのものがビジョン懇の考えていることと違って、それは当然の話なんですけれども、裁判所が全く関与しないでもいいという、そういうことであるのかどうなのか。

それから、ほかの点でもちょっとよろしいですか。

前の方に戻りますけれども、両方の入っていることもありまして、単なる意見としてなんです、9ページ目のところで、上から5つ目のところの「従って」というところですけども、「地方財政の健全化を進めるにあたって」というところで、「市場や国による規律ではなく、住民による規律と住民の責任を重視すべきである」という文言ですがこれは市場や国による規律というものを排除しているものではないというふうに読ませていただいているかどうかという、これは確認のようなものです。

13ページ目ですけども、この考え方のところで一貫していることは、交付税に関しまして、要するに義務づけが非常に多い、そちらを先に改善するべきではないかというのは、これもそのとおりでございます。これは前回のビジョン懇のときに、総務省の方からの説明の中で、地財計画ベースでどの程度義務づけがされているのかというのの整理が出されまして、全体で言うと都道府県クラスで9割で、市町村は9割強と、今細かい数字を資料的に持ってないんですけども、そういう地財計画ベースでどのくらい義務づけられているのかといったようなことについて、もしそれがオーソライズできるのであれば、数字として整理をして使っていく必要もあるんじゃないか。

それから、15ページ目ですが、上から2つ目でまた書きのところですけども、地方共有税調整金ということなんです、これの仕組みについては、「地方が参画のうえ、責任をもって行える仕組み」を検討していくんだということですけども、これの例えば配分とか、そういうものについては、この中間報告は、これは難しいというのはわかるんですけども、最終報告段階での何らかの考え方といったようなもの、あるいは考え方の土台になるものというのが出せるのかどうなのか。

16ページ目のところですけども、考え方の最初の白抜きのところで、税源配分の比率について、まずは5対5で、将来的に4対6という表現がなされているわけですけども、ここで言っている将来的というのは大体どのくらいのスパンをお考えになられているのか。2010年というところ

が一つのターゲットであることは確かなんですけれども、ただ将来的といっても、ある程度のところをにらまないと、税源配分の議論が進まないと思います。私は4対6というのが非常に重要だと思うんですけれども、この点のところには何かお考えがあればということです。

それと、もう一つ23ページ目の下から2番目のところで、共同発行ですけれども、ここで共同発行機関について、「都道府県単位や自治体全体」というふうに書かれているわけですけれども、都道府県単位のほかに自治体全体というお考えがあるわけですけれども、両方並べられている理由というんですか、違いというんでしょうか、そこを教えていただければと思います。

といいますのは、公営企業金融公庫の改革、廃止において、この点というのは非常に重要な意味で言うとポイントになりますので、その点ちょっとお教えいただければと思います。

23ページ目の下から2番目のところで、「地方債を共同発行すべきとの意見もあるが」という、ここで最後のところで共同発行機関を都道府県単位、それから自治体全体というふうに書かれているわけですけれども、恐らく自治体全体というのは全国で一本という意味なのかと思うんですが、ここは都道府県単位と自治体全体と両方併記されている理由というのをちょっとお聞かせいただければということです。

神野委員長

これはここでの議論を踏まえていますので、私が全部お答えできるかどうか。

基本的には、最初の9ページの市場や国による規律というのは、必ずしも否定していない。それは先ほど堺屋委員がご指摘になりました地方自治体というオープンシステムの政府ですから、住民が出入りしちゃうわけですよ。したがって、基本は住民の自治に任せられるわけだけれども、オープンシステムですから、いなくなったりするわけですので、ある意味で上位団体の規制とか、別な規制というのは受け入れざるを得ないだろうという意味で、否定するものではないというふうに思います。

それはそれでよろしいですか。

宮脇委員

これは両方に入っているので、確認しただけです。

神野委員長

それから、地方共有税の地方自治体への配分については、地方がちゃんと意見を言って決めなさいよということを言っているわけですが、そこについて最終報告まで見て、量的に確定しろということでしょうか、今のお話は。

宮脇委員

何か考え方を検討する仕組みをつくりなさいというだけではなくて、何らかのそこに考え方を入れるのかどうなのか。中間段階ではこれでいいと思うんですけども、最終的に何らかの理念系でその調整をする考え方ですね。

神野委員長

それは各地方団体への配分というよりも、どういう考え方で配分するかということですね。わかりました。

それから、最後の共同発行の件については、これはいろいろな委員の方から意見が出ていると思うんですが、自治体全体でというのは恩師がおっしゃっているような、昔から言われている地方金融公庫構想ですね。それに対して、都道府県単位で併存して書いているのは、多分ドイツのようなんです。そういうことを念頭に置いて、併存になっているんだと思います。それはここで結論づけるというよりも、共同発行のやり方としてこういうことがあり得るだろうということを示しているというふうに考えております。

将来については、それは28ページにありますように、これはおっしゃる意味から言えば、何年後かということですよ。少なくとも2011年度よりも将来はとなっているわけですよ。確定しろと。できるだけ2011年度以降より早くと言うしか言いようがなく、特にここで何年度を持ってという量的には今のところここで規制しておりません。

堺屋委員。

堺屋委員

自治体の破たんのときに、住民はどこまで責任を持つべきなんですかね。それで、破たんしたらどういう状態が最悪事態として考えられるか。これを最悪事態はここまでというのは、例えば会社が破たんしたら、普通の従業員は最悪首になるだけで、それ以上求償されませんよね。けど、役員はこうだとか、出資者はこうだとか、株主は有限責任とか、いろいろ決まっているでしょう。自治体が破たんした場合のそれぞれ首長さん、議員さん、

それから住民、どのような責任を持つかということがよくわからないから、この議論が詰められないんですね。どう考えますかね。

要するに、外国の例で見ますと、最悪は不動産がただになることなんですよ。だから、買い手がないままで逃げ出さなきゃいかんというのが最悪事態なんですね。そこまで日本も考えるべきなのか、どうなんですかね。だれが最終的に責任を持つか。今、事前チェックというのが強くなればなるほど、住民自治はなくなるわけですね。うんと早い段階で国が関与するかし出すと、今と同じになるわけですよ。さりとて、ずっとほっておくと最後に返せない不良債権、債務が残るわけですね。その究極の形は描いておかないと、この議論はできないだろうと思うんです。住民にも覚悟をひとつして、ここまでいくことがありますよ。だから、選挙で十分チェックしなさいよと、こういうことをどこかで示さなきゃいけない。今、この報告書では無理だけれども、いずれそういうことも視野に入れてということがないと、どうもつまらないような気がするんですね。

神野委員長

恐らく結果責任は住民がいつも何らかの形でとりますので、ニューヨーク市の例などを見ても、結果として破たんしてしまえば警察官の数を半分にせざるを得ないとか、自主的なサービスが.....。

木村委員

ニューヨーク市はあれは破たんじゃないんです。だから、実際に全部破たんするのか、あるいは破たんに至らないまでも財政危機の中でどう対応するのかというのは、きちんと詰めないと、破たん法制を入れるかどうかというときの議論が非常に危険だと私は思っています。

山下委員

アメリカの話で私も詳しく知っているわけではありませんけれども、昔、昔のニューヨーク市の場合には、あれは破産してないわけであって、財政的にひどい状態にはなりましたけれども、結局みんなではこれは市をつぶすわけにはいかないというので、いろいろなサービスはカットしていきながら建て直したわけですね。ですから、他方アメリカでよく破たん、破産と言われているのは、例えばこの報告書にちょっと出ておりますけれども、住宅団地の開発のような仕事を特別な権限を州からもらって、行政特別組織、special districtというふうな行政区というような特別な仕組みを持って、特定のその目的だけのために自治体として認められるような組

織がレベニューボンドのようなものを出して、宅地開発事業をやると。一手にひとまとめ、道路やら水道やらやると。それが用地がうまく売れなくなってしまうと、事業が破たんに至るといような場合は、確かに裁判所にすぐ行ったりするようなことは随分あるようでございますけれども、例えばニューヨーク市のような総合的にいろいろなことをやっている組織がいきなりそこに行くと、そういう仕組みとは違うわけでございますね。ですから、そこらを我々はもっとよく考えていかないと、学校やらいろいろな幼稚園やらやっているところをいきなりつぶせばいいという話は、これはしちゃいけないんでしょうから、ですから堺屋先生がおっしゃったような先の状態を見るのではあります、そこまでいかないために、まず住民に先に気がついてもらって、自分たちで建て直す、その仕組みをまずつくっていくということが大事だろうということは私どもは書いているはずなんです。

それをやっておかないと、ただ破産、破産ばかり言うと、お金の貸し手の側からまともな自治体に対しても「おまえらもっと金利を払わなきゃ貸さぬで」と、こういう話に世の中なりますから、そうなったらまともなところまでえらい迷惑して、余計な金利を税金から払わなきゃいかんことになると、これは地方の住民にとってもちっとも得策ではない。だから、その辺の非常に複雑な仕組みをよく解き明かしてつくっていかないといけないということがございますと思うんです。そののところができるだけ国民の皆さんにもわかっていただけるように、我々はプレゼンテーションしていかなくちゃいけないのかなと思っておるんです。

神野委員長

北川委員、いかがでございましょう。

北川委員

先ほどの大森委員の400、200の話は私どもも一回やったことがあるんです。464でしたか、これが妥当かどうか、当たっているかどうかわかりませんが、一応それをやったときに、8割まで要らないと。金額は今回出さずに件数でいくというのは、一つの見識だと僕は評価していますが、あるとき9兆円ぐらいまでいきましたね。したがって、今回のこの委員会のいいところは、本来100%というところを具体的に理念をどう具現化するかということで、400という数字が出てきたときには、もう一回調査をされて、約とするか、具体的にこれはカウントの仕方ですいろいろなあると思うん

ですが、それで200とか、それはもう一回ご検討いただいて、精査していただいていることが必要かなと、それの方がより発言力が増すのではないかというのを一つ申し上げておきたいと思いますし、金額というよりは件数といいますか、これも一つのあらわし方だというふうに思います。

もう一つは、堺屋委員が言われたように、地方の努力ということですが、私も最初のまとめなんかをちょっと今見たときに、努力という言葉がいいか、決意、断固というか、それがいいかは私は決意ということで、実際具現化していくときには、これは一つのムーブメントになっていかなければいけないときに、その一番の根源は地方自治体の決意だと思うんですね。すぐに中央からそう補助金を要らないのという、欲しいというのがいっぱい出てくるという現実を考えますときに、そこは抑えておいて、地方自治体が本当にしっかりしてきたと、そしてみずからがみずからの裁量権を行使する責任もあるということが高らかにうたい上げられたときに、国民的なムーブメントが起こるのではないかと考えるときに、地方自治体と地域の住民の方、いわゆる住民とパートナーシップを組むときには、住民にもきちっとさっきの破たん法制の問題ではありませんが、責任が行くんですよということが今まで余りにも語られなさ過ぎて、住民が本来しっかりして、そのレベルでしか民主主義は作動しないということは、少し書いていただき、地域もしっかりするということが前提で、国に対して総体的な働きかけをするという、こういう原則がないと、地域が全部正しくてというのは、制度がそうさせてきたということ言えばそれまでのことではありますが、そういうふうに具現化しやすいことにまとめていただければというのが一つございます。

したがって、地方の決意ということをやっていくときに、それをあらわす具体策として具現していくためには、会議の設定が法的に内とやるか、外でやるかは、委員長なり小委員会、このまとめで私はそれは任せて、より煮詰めていただきたいと思います。この理念を明確にするための場所の設定だけは相当厳格にご議論賜って、その方法については時間的な制約もありますからお任せしますが、理念と具現化の問題において、400、200の数字をはっきりしていただく。地方の決意を明確にできるだけ多く書いていただく。それを具現化するための場の設定、これはぜひより強く書いていただきたいと思います。そんなことを感じました。

神野委員長

ありがとうございました。

木村委員。

木村委員

ありがとうございます。

何点かございまして、先ほど堺屋先生がおっしゃったことは、私も同じような問題意識で、皆さんとご一緒にいろいろ整理しておりますが、私は個人的には破たんするまでほっておく必要はないんじゃないかと。要するに、破たん法は要らないんじゃないかと思います。財政再建の仕方でも、財政再建に至るまでどのようなモニターをするかというの方法でも、非常にきつくするのか、あるいは緩くするのか、地方団体を尊重しながらどのようにすればいいのかというやり方もございますし、破たんに至らなくても財政再建の過程で地域住民に負担を求めるといろいろな方法もございまして、私は個人的には破たん法制に頼らなくてもいいと。現実には、アメリカでも破たん法に頼るところは非常に例外的なものであるということから、余計にそう思います。ですから、裁判所による関与は必要でないというところは、22ページですけれども、表現の工夫は必要だと思いますけれども、原則これでいいのではないかと考えております。

それから、そういうときに重要なのは、どうやって地方団体の財政状況をモニターするのか。また、モニターするところは複数あればいいと思うんですけれども、例えば22ページの1の(1)で財政指標の方に重点が置かれていますが、人口とか社会・経済指標というのも指標につけ加えて、そういう指標を開発していく必要があるというように思います。

なぜそうかといいますと、今特にプライマリーバランスのことが議論になっておりますけれども、プライマリーバランスは地方で見ますと、一生懸命公共事業をやめて、借金を返す方に集中すると、ただでさえプライマリーバランスは改善して、特に日本で見ますと、97年以後、国が非常に悪化して、地方団体が徐々に改善していく方向に見られますけれども、あの理由は地方が国と一緒に景気対策をやるのを力がないからできないと。手をぱんと離してしまったときに、国が責任をとることになって、国の方のプライマリーバランスが悪化したという状況がありますけれども、単に公共投資を非常に縮小していくと、プライマリーバランスが改善して、その結果、地方の方が財政力があるというふうな見方というのは、非常に一面的で私はおかしいと思っておりますし、いずれの先進国を見ましても、国

と地方の関係から見ると、地方の方がプライマリーバランスがよくて、当然の財政関係にあります。国の方が地方の財政状況をケアしているという状況にあるからです。それですから、22ページにあるような地方団体の財政指標の、また社会経済的な指標も含めた財政指標の開発、またそれをどう見るかということは、今後非常に重要になってくると思います。

それから、財政再建についても幾つか触れられてありますけれども、印象としましては、例えば20ページ、21ページのところですけれども、ここだけですと住民の負担のところがほかの場所でいろいろ書かれてあって、関西弁で言うとはらけているわけですよ。20ページも私個人の好みのようなことになっていきますが、一つ書き加えていただきたいのは、今超過課税をすると財政再建に非常に貢献するというふうな議論があります。私は超過課税というのは利用すべきだと思うんですけれども、ただ利用しても財政再建には到底及びもつかないものでありますし、超過課税のシステムがない国においても、地方団体における地方税率の格差というのはほとんどない。だから、地方の個々の税率を操作することによって、負担を解消するというようなことには、限界があるということは一つ書いておきたいかなというように思います。

それから、あと最後ですけれども、これも印象の問題とかになるのかもしれませんけれども、給与のことについて、あれはどこで書いてありましたっけ。何ページですか、20ページですね。「地方行革は一層強力に推進する」、私もこれはそのとおりだと思うんです。ただ、「特に給与の適正化を厳格に行う」と、ここだけ取り出してみると、私が受けた印象の問題としては、現在の給与が総じて適正化されていないという印象を持ってきつ過ぎるというふうに思うんですけれども、もしこの意見をおっしゃった人がおられたら、どういうことを根拠にしておっしゃっておられるのかというのは、伺ってみたいなというふうに思います。

以上です。

神野委員長

お願いできますか。

坪井委員

思いつくまま言うと、ビジョンという先ほど堺屋さんが覚悟みたいなことをおっしゃっていましたが、私もビジョンというからには地方はこんなに地域は頑張りますという話を書いてほしいなと。どう書けばいい

か、ちょっとわかりませんが、それで言うと、青山さんが冒頭おっしゃったような提言3の部分で、地方税の充実・強化というときに、消費税を2.5対2.5にせいというのは、これは年来ずっと自治体が主張してきたことではあるんですけども、実態として物すごいことを言っているにもかかわらず、自治体はこんなにすごいことをやりますよというのがないと、説得力に欠ける。つまり自分たちで税金を集めるのが嫌だから、集めやすいようにくれ、くれと言っているだけじゃないかと反論されたときに、ちょっと言い返しにくいのではないかと。

それで、私は自治体側の物すごいことというのは、例えばうまく言えませんが、退職金を積んでない自治体がこんなに山ほどあって、退職金をどうやって払うんだというのは、みんな頭を抱えている状況にあることをこちらの側から何かこうしましようと言ってみるとか、今だって国に退職金の特例債をもらおうとしているような状況の中で、自治体はこういう努力をするんですということを言わないと、人々に訴える力に欠けるのではないかと思うのが1点。

もう1点は、交付税の話について言うと、あくまで税という名前を冒頭つけておかなければいけない理由が私にはわからないので、共有税とやるのであれば、せっかくだからそこからも税を取ってほしいなというのがありますが、そこは別に大してこだわるものではないんですが、交付税をもらわなくなる人が過半数、そんなものなのかというのは私の感覚で言うと交付税をもらうという言い方がおかしいのかな、交付税を受け取る自治体というのはもっともっと少なくて、人口割にしてももっと少なくていいという社会を考えているのかなと思っていたものですから、過半数を目指すと言われると、何かそんなものでいいのかというのが正直な印象です。

もう一つは、22ページにあるところの財政再建団体云々と破たん法のここら辺はちょっと難しいことで、一般の人々には私はわかりにくいとは思いますが、ここにある1の(1)の「フローとストック両面の透明性の高い財政指標を設ける」というのは、これは言葉で書くと何となくわかるんですけども、今の自治体で実際にこういうことができているかということ、全くできていない実態があると思うんですね。バランスシートの問題を一つとっても、機能するようなバランスシートがほとんどないと言われている中で、これをさらっと書くことができるのかなと読めてしまうんですが、本当にそんなことができるんだろうかというのが非常に疑問な

ので、この辺も含めてもっとちゃんとできますという形で何か示せば、より説得力のあるビジョンになるだろうと。この今の状況では、何か下さいと言っているようなビジョンになってしまっているんじゃないかということが若干引っかかると。

以上です。

神野委員長

そのほかご自由にご意見をいただければ。

山下委員、どうぞ。

山下委員

私は小委員会委員なものですから、余りきょうは発言をしないように思いましたが、一応最後というか、ちょっとは時間があるようでございますれば、ちょっと気になっているんですが、6ページ目、先ほど大森委員がご指摘のあった部分、下から2つ目の丸なんですけれども、私は大森委員と別の観点も含めてなんですけど、もちろん議会のことはちゃんと位置づけなきゃいかんと思いますけれども、そのほかにこの丸の一番最後に「下からの民主主義」とあるんですよね。住民がいろいろ参画して、地方自治をやっていくというのは「下からの」という言葉を使うと抵抗感、私は使わないように避けてきた言い方なものですから、何か住民を下に見ているのかというような、そういう反応をされてもこれはまずいなという気がいたしまして、そうでなくても地方分権改革のときに、国と地方は上下じゃなくて対等だといってかなりこだわって話をした表現ですから、何か方法はないものかと思って、私はこの間からちょっと気持ちがすっきりしないものですから、何かないものかと思ったんですけれども、今のところまだないんです。皆さん、どんなふうにお感じになるか、別にこれで構わないよと、これでよくわかるよと、だれも反発なんかしないよというニュアンスであれば、別に私はこだわらないんですが、ちょっと私自身は避けるようにしてきた表現なものですから、皆さん方のご感触を承りたいなというふうに思います。

それから、今、坪井委員から交付税のお話がありましたけれども、先ほど他方、堺屋委員の方からは税収の格差の問題のお話もございましたので、つまり交付税の話のややこしいところは、結局不交付団体がたくさんになるということは、逆に言うとその中のトップランクである東京都のようなところは大変に税収が上がるという仕組みに、つまり需要と比べて、

使い道の必要度に比べて税収がかなり上がらないと、そんなたくさんの団体が不交付団体になるということは、これは制度上設計しがたいわけでございます。そうすると、堺屋先生がおっしゃるような地方団体の側から出すよというような仕組みでも入れればまた別ですけれども、それができるかどうか、また別の問題でございますし、それはいろいろな国が非常に苦労して設計しているわけでございますから、そこを考えながらやらなきゃいかんということがございますので、それはこの住民の半分でもこれは大変なことだと私は思っております。その制度を本当につくれるのかどうかから考えますと。ですから、そのこのところの極端に財源のあるようなところがふえてしまうというのは問題ですし、一方この提言ではいわゆる税源の偏在性の少ない税を地方税として、より重視すべきであるというのも書いてあるわけございまして、そのあたりが連立方程式にどうしてもなっちゃうものですから、わかりやすく、わかりやすくと言われても、連立方程式というのは解くのは難しいのは昔から我々は苦労してきているわけでございますので、その辺は少し何とか国民の皆さんに理解していただきながら進めていくような仕掛けにしないと、がたがたになってしまうんじゃないかということを私などは懸念いたすわけでございます。ちょっとその辺気がついたところだけ。

神野委員長

北川委員、どうぞ。

北川委員

今、山下委員がおっしゃった「下からの」ということは、私も引っかけたところだったんです。それで、住民を統治客体と見てもいいとは思いますが、統治主体だということをぼつぼつ本当に言っていないと、これは下からのとか、おねだりというのが住民が高度経済成長のときのこの体系を変えないと、地方自治というのは成立しないのではないかとということからいけば、堺屋委員がご指摘いただいたサービスということについての問題提起は、その上の文章にもつながっていくことに私はなろうと思うから、注意深くやっていただきたいなということで、文章の整理は私は要るのかなというふうに思います。したがって、高らかな努力より決意というのはそういうところにあらわれていまして、そういう理念を掲げて具体的に場の設定だとか工程表というのがあれば、実効あらしめることになるのではないかと、そういう意味では私も引っかけたところだということ

を表現しておきたいと思います。

工藤委員

では、どういう名前がいいのかなと思ったんですけれども、つまり多分これからの民主主義、地方分権というのは新しい民主主義をつくり出すチャレンジだということとして、それはその生活している、暮らしている人たちがまさに責任を持つという、多分神野委員長もそういう発想だと思って僕は非常に感銘したというか、そういうことは重要だと思っているんですね。だから、ただ言葉として下でなくて上というわけにはおかしいし、真ん中というのもおかしいし、生活というとなんか一般的だし、どうすればいいのかということの話なんですね。ただ、それはどんどん変えていいと思います。

それから、僕はちょっと話を聞いていて、そうかと、きょうの議論というのはまだプロセスだから、まだ質問していいんだなという段階だということに気づいたので、ちょっとあれなんですけど、この理念のところはよく読むと、かなり突っ込んでいますね。かなり突っ込んでいますというか、かなりすごいなというか、感じを僕はいっぱいいろいろなところでしています。住民がさっきの責任を持つというところもそうだったし、かなり当事者意識を持つというところまで組み込んでくるという報告に関して、僕は新鮮な気持ちを持っているんですが、ただ可能なのかなと。

例えば、二層性の問題で市町村を重要視するという言葉が何気なく、さりげなく出ていまして、ということは僕の頭の中では都道府県はいずれ廃止するなり、道州制に入っていくんだなということがその中で読めているので、僕はそういう主張ですけれども、そこまで踏み込んでいただいているのかなということとか、契約という言葉が住民と自治体との間で使っていますが、これは僕と北川さんはいつも契約と言っているんで、僕と北川さんは契約でいいんですが、この契約という言葉の意味はすごい大きい意味として、まさに住民が主役だということで、政治はその契約関係の代行なんですね。という概念をここであるということは、僕にとっては賛成なんですけど、そこまで踏み込んでいただいて、非常に感謝していいのか、それともそれはただの言葉だけなのかということもよくわからない。

それから、多分さっきの破たん法制のところも、要するに住民が当事者だということの色彩をかなり強めてきているということの議論は非常にわかるんですが、さっきの坪井さんがちょっと言われたことで、僕あたりは

逆のことを考えまして、つまり退職金の引当金を今積むという状況は頑張りでなくて、恥ずかしいことではないかと。つまり普通の民間の経営体だったらそんなのは当たり前じゃないかというのは経営であって、つまり本当に住民側から見て経営者が経営をしているということになっていた場合は、そこまで規律を問われていくという社会だと思うんですね。だから、つまり言葉としては非常に美しいし、いろいろなことが出て、かなり大きな踏み込みをしている。これは僕が今まで見たことがない議論まで来ているなと思うんですが、その設計がこれからあとどれぐらいの期間の中でこの中で議論できるかということに関心があるんですね。だったら、本気でそこは議論させてもらいたいと思っていますし、そのスケジュール的なことも含めて、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

堺屋委員

よろしいですか、最後に一言申し上げたいんですが、4ページのところに「希望と喜びを持って暮らすことのできる成熟した社会が一層望まれる」と書いてあるんですが、この全体から地方分権というか、これを進めたら、こうなるという結びつきが実は全然ないんですよ。いろいろ地方自治を推進することと、それから少子高齢化社会、今後の社会にそれが直、貢献するんだというところとの間が地方自治を進めたら、どうして1人ずつが希望を持って暮らせるようになるのかというつながりがないんですよ。だから、それをちょっとこの「ニア・イズ・ベター」というところをもう少しこういうようになるから地方自治の方がいいんだということをちょっと説明してやらんと、ここの結びつきが難しいような気がするんですね。

神野委員長

ほかに。

青山委員。

青山委員

この素案の6ページの下から4つ目の丸、「また、急速にグローバル化が進むなか、我が国の将来を考えた場合、国は、国際的な」云々とありますよね。要するに、端的に言うと、中央政府は地方の事細かなところにいちいち関わっている場合なのかという、厳しい問題指摘なんだと思います。つまり私の希望とすれば、ここをもっと踏み込んで書いた方がいいという感じがしています。地方分権は、国から恩恵的に与えられるものというふうなイメージを抱きがちですが、そうではなくて、国の統治の仕組みとい

う点から考えていくと、13年前の国会決議、あるいは10年前の推進法ができたころに比べて、はるかに日本の国としてやらなければいけない課題が山積しているわけですから、そういうことを踏まえて、中央政府の役割としては本当に何が必要なのかということを実際に考えるというものでできないのかなというふうに思います。

それに付言して、そういう中で今盛んに皆様がおっしゃられているような地方自治体の改革の位置というのがどこにあるのかなと私もいつも考えるんです。どう考えても中央省庁にとっても、あるいは多くの国会議員のかなりの人たちにとっても、自分たちの持っていた権限、組織を奪われていく、あるいはその意思決定の場が中央政府から地方政府に移っていくということについて、そんなにみんなもろ手を挙げて賛成するはずがないですよ。よほど高い志を持った政治家、あるいは高い志を持った官僚でなければ、これは進められないものですよね。だから、この数年間こんなにやったって分権改革が進まないのは、そういうことなわけで、国と地方の戦いというふうにここ数年なってきたわけですよ。だから、地方がこの改革の推進力の相当量を占めているんです。だけれども、地方が本当にそれが推進力になり切れているかといったら、人々に信頼される地方自治体改革をしていなければ、不断の改革をしていなければだめなんだと、こういう論理ではないのかなというふうに思うんですよ。だから、地方自治体の議会改革も含めて、改革の必要性があるんだというふうに思います。そういう文脈で、中央政府、あるいは国会議員に対してこれから議員立法等を求めていく中でも、そういう文脈を入れてほしい。それから、地方議会、地方自治体、首長に呼びかけるときも、そういう文脈で呼びかけてもらえないものかなというふうに思います。

それから、もう一つ言えば、これもここ数年の大難問ですけれども、日本は連邦制国家ではなくて、現状では単一主権国家なわけですよ。これは当面長い間続いていくんだと思います。その中で、同じ内政の問題を完全にぱっと分けられるのかどうか。これはみんな分けたいなと思っているようなことを言っていますが、本当に分けられるのかどうかといったら、これは大難問なわけですよ。そうしたら、今度の義務教育国庫負担金なんかは典型ですけれども、中央政府も地方政府も互いに関心を持っている分野なわけで、そこの関与の仕方をきちっと決めなきゃいけないし、それを決めるのは官僚じゃないんですよ。政治の中だというふうに思う。こ

これは国の仕組みに関する問題だというふうに思うので、この分権改革が行きがかり上やっているのではなくて、あるいは恩恵的にやらせてもらっているんじゃないんだということがどこかににじむような形にならないものかなというふうに思います。

神野委員長

ほかに。

小西委員、どうぞ。

小西委員

私は工藤委員がおっしゃっていたことを伺いながらなんですけれども、方向性はいいけれども、本当にできるのかと。そうすると、もう少し技術的なところで議論を深めていかないといけないとなると、深めますと、またそこでいろいろ調整すべきことがだんだんふえてきて、これはエンドレスの可能性があるわけですね。そこで、きょうの議論の中で、詰めるべきところは全力で詰めるとして、その上でこのおっしゃったように、詰められるところだけで表現をとどめますと、具体性がないとか、もっと突っ込むべきだというきょうも何人かの委員の方がおっしゃった議論にこれまた当然本当になりますので、最近の報告書の一つのやり方として、詰められるべきところは全員委員会の名前で報告書にするけれども、後ろの方にそれとはもちろん矛盾してはいけないと思いますが、そこからさらに一歩も二歩も進めたこの報告書の内容の展開の方向をそれぞれ委員の個人の名前でそれぞれの表現の仕方で表現したものを附属資料といいますか、セットといいますか、そういうもので詰めると。

例えば、破たん法制なり、再建団体制度の見直しなんていうのは、そういうようなものに一番当たるものではないかと思えますし、あるいは議会改革などというようなものも、場合によってはそういうものになっていくかもしれないと思えますので、このせっかくの議論をまあまあ、この辺で何とかまとめましょうというふうにまとめてしまうと迫力がなくなるというところとのバランスで、そういうまとめ方もあり得るかなと思えますので、委員長、またご検討いただければと思います。

神野委員長

ほかにございませんでしょうか。

井上委員

この5ページ一番下の「なお、東京一極集中について」、「また」と

というのがありますね。「なお」、「また」ですからいいんですけれども、これはちょっと違うんじゃないかなと。要するに、東京一極集中というのは、中央集権体制を長いこと続けていった結果であって、こんなことが東京一極集中に影響したとは到底思えないわけで、中央集権体制がそれがもたらしたわけで、東京で物を考えて、地方が実行しなさい。中央が考えるくせを失って活力を失ったというのが今の状況ですから、そういう点だけを強調すればいいわけで、こういうものは余り関係ないんじゃないかと思えます。

以上です。

神野委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見は。

堺屋委員

これは大問題でして、そう簡単なものじゃないです。昭和16年以来、情報発信の一極集中というのを強引にやってきました、それでしかも戦後これがひどくなったんですね。取り次ぎの一極集中というのは、昭和24年に実行しているんですね。これからあらゆるものが東京を経由しないと発信できなくなったんですよ。だから、皆さん方でも恐らく住んでおられるところと東京以外には新しい文化を見出せないと思うんですね。若者に聞いても、年寄りでもそうですけれども、みんな東京に行かないと文化がない、東京に行かないと仕事がない。その最大の理由は情報発信なんですよ。だから、情報発信の分散ということが日本だけなんですね、このキー局システムとかやっているのは。これは初めから東京集中を目的とした3大目的、3大手法の一つ、1つは各業種団体を全国センターをつくらせて、業種団体の全国センターをすべて東京都に置くことを決めた。2番目は情報発信を全部東京に集中する。そして、3番目は文化特殊施設、特定目的施設は東京につくると。この3つなんですよ。だから、これはそんな簡単なものじゃなしに、非常に重要、しかもだんだんそれがひどくなってきて、特に今度のワンセグなんかになると、地方はほとんど中継局になってしまう。そういうのをかなり強引に対面情報社会でつくっているんですね。

だから、1980年以降、首都圏の経済、文化に占める地位が高まったのは日本だけなんですから、その一番の手法は中央集権、その中央集権

の象徴的なのはこの3つなんだと思うんですね。だから、地方分権の行政権限の問題と同時に、その根底にある各業界、各文化の実態というものが大変重要だと思えますよ。

神野委員長

どうもありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、そろそろ時間が終わるころに差しかかっております。本日いただいた意見に加えて、お気づきの点がございましたら事務局の方に、また事務局の方からもご意見を伺いに参りますので、ご協力いただければと思います。

既に皆様方に予定を申し上げておりますように、この中間報告をこの素案をもとにして、再度小委員会で議論をした上で、次回5月8日にお出しし、できればそこで決定した上で6団体の方に提出したいというふうに考えております。

したがって、時間的に非常に余裕がございませんので、きょうお出しいただいた意見を踏まえて、あるいは具体的にもう一度これはどういうふうに書き直すべきかというようなことを踏まえて、事務局の方でもお伺いに行くかと思えます。ご協力をいただければと思います。

特に書き方の問題なのかもしれませんが、北川委員を初めとしてご指摘いただきました地方の方の決意というか、書き方をこういうふうにするんだという、ここから言えばこういうふうにするということを決意してくださいねというこの委員会の書き方としてはそうなるのかもしれませんが、そういう点は少し手を入れてみたいと思えますので、これは新たに入れることになりますから、小委員会の方とも話し合いながら進めていきたいと思えます。何分そういう日程で進めざるを得ませんので、ご協力を一層いただければと、またご指導をいただければというふうに思えます。

それでは、一応本日の議論はこれで打ち切りたいと思えますが、事務局の方から何かございますか。

事務局

次回、5月8日の月曜日の午後3時から予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

神野委員長

どうもありがとうございました。

以 上 -